

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
規制の名称	無料船員職業紹介事業者の欠格事由の整備(船員職業安定法施行令第2条)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省海事局船員政策課
評価実施時期	2021年10月18日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)にて、船員職業安定法(昭和23年法律第130号。以下「法」という。)が改正され、無料の船員職業紹介事業の適正・的確な運営や船員の適正な就業機会の確保を図るため、法第35条第1号において、船員職業紹介事業の許可にかかる欠格事由を新設し、その欠格事由の一つとして、「禁錮以上の刑を受け、又は政令で定める労働関係法律の規定若しくは暴力団・暴力行為関係規定に違反して罰金刑を科された後5年経過しない者」を定めたところ。これを受けて、船員職業安定法施行令第2条において、同号の「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者保護の根幹たる強制労働の禁止(労働基準法第5条)、中間搾取の禁止(同法第6条)及び最低年齢(同法第56条、船員法第85条第1項)に係る規定や、</li> <li>・無料の船員職業紹介と同様に労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を担う職業紹介、委託募集、労働者供給及び労働者派遣並びにこれらに類する制度(港湾労働法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律等)に係る規定を定めることとする。</li> </ul> <p>本施行令において、欠格事由の一つである「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」を定めなかった場合、無料の船員職業紹介事業において、事業を行うことが不適切な者(労働に関する法令に違反した者)に対して事業許可が与えられることになり、事業の適正・的確な運営が確保されず、船員の適正な就業機会を確保できないおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	船員が不適切な労働環境で就労することがないよう、無料船員職業紹介事業に労働関係法律違反者等の参入を防止するため、事業許可に関する欠格事由を整備するものだが、欠格事由に該当する者について事業の許可を与えないこととするものであり、遵守費用は発生しない。
(行政費用)	無料船員職業紹介事業に関する欠格事由の整備により、事業許可申請者が当該欠格事由に該当するか否かについて警察官署への確認等が必要となること、単価は当該業務の時給約1,800円(※)、確認に要する時間を1人で1時間と仮定し、年間見込件数は直近5ヶ年度(H28～R2)の事業許可申請件数38件の平均値(約8件)と仮定すると、約1,800円×1人×1時間×約8件=約14,400円が新たに発生する行政費用として見込まれる。 ※国家公務員の給与(令和2年版)の3級職員(30号俸)の俸給277,200円÷(7時間×22日)≒1,799円
直接的な効果(便益)の把握	不適切な事業者の排除及び適正な就業環境の確保により、適正な就業機会が確保され、新人内航船員の定着率の向上が期待される。なお、その効果については、個々の事業者における経営状況や雇用状況が異なるため定量的に把握することが困難であるが、「新人船員の定着率」については、本規制のみではなく改正法全体政策により、法施行から5年後の2027年までにこれまでの統計における最高水準である85%へと引き上げたいと考えている(2019年78.9%)。
副次的な影響と波及的な費用の把握	該当なし。
費用と効果(便益)の関係	上述のとおり、今般の改正による遵守費用は発生せず、追加的な行政費用も軽微である。一方で、今般の改正により、無料船員職業紹介事業において、不適切な事業者を排除し適正な就業機会が確保されることで、新人内航船員の定着率が改善され、海運業者等の事業継続及び安定的な海上輸送の確保に寄与するものと考えられる。このため、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。
代替案との比較	<p>[代替案の内容] 規制案において定めようとする「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」のうち、いずれかの条項を除外する。</p> <p>[費用] 新たな遵守費用は想定されない。行政費用については、確認の対象となる法令数の減少により、規制案との金額の差は発生するが、極めて軽微なものである。</p> <p>[効果(便益)] 規制案において定めようとする「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」は、労働者保護の根幹たる規定や、無料の船員職業紹介と同様の職業紹介に関する制度に係る規定であり、これらに違反した者については、船員職業紹介事業においても同種の違反を行う蓋然性があることから、いずれかの条項を除外した場合、船員に対する適正な就業環境の提供という観点から不適切な事業者を排除する効果は十分でなく、船員の労務管理の適正化及び働き方改革の実現は期待できない。</p> <p>[副次的な影響及び波及的な影響] 想定されない。</p> <p>[費用と効果(便益)の比較] 遵守費用は想定されず、行政費用は一時的に発生する。 一方、効果については限定的であり、新人船員の定着率を向上させ、人材を持続的に確保できる環境を整備することは実現できないと想定される。</p> <p>[規制案と代替案の比較] 規制案と代替案を比較すると、両案とも費用面については同様であるが、代替案は規制案よりも効果が限定的であるため、規制案を採用することが適当である。</p>
その他関連事項	無料の船員職業紹介事業の許可の欠格事由を含め、海事産業強化法による、船員の働き方改革の内容は、交通政策審議会海事分科会船員部会において、平成31年2月の第109回以降、1年以上にわたり、船員の労働実態把握のための調査結果等を踏まえ、議論されてきたところ。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	